

小山町手数料条例（抜粋）

平成12年3月23日

条例第3号

別表（抜粋）

都市計画法（昭和43年法律第100号）第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可申請のうち、主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行う開発許可申請に対する審査	8,600円	0.1ヘクタール未満
	22,000円	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満
	43,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満
	86,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満
	130,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満
	170,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満
	220,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満
	300,000円	10.0ヘクタール以上
都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可申請のうち、主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行う開発許可申請に対する審査	13,000円	0.1ヘクタール未満
	30,000円	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満
	65,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満
	120,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満
	200,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満
	270,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満
	340,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満
	480,000円	10.0ヘクタール以上

都市計画法第29条第1項又は第2項の規定に基づく開発行為の許可申請のうち、その他の開発許可申請に対する審査	86,000円	0.1ヘクタール未満
	130,000円	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満
	190,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満
	260,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満
	390,000円	1.0ヘクタール以上3.0ヘクタール未満
	510,000円	3.0ヘクタール以上6.0ヘクタール未満
	660,000円	6.0ヘクタール以上10.0ヘクタール未満
	870,000円	10.0ヘクタール以上
都市計画法第35条の2の規定に基づく開発行為変更許可申請に対する審査	<p>1件につき、次に掲げる額を合算した額。ただし、その額が870,000円を超えるときは、その手数料の額は、870,000円とする。</p> <p>イ 開発行為に関する設計の変更（口のみ該当する場合を除く。）については、開発区域の面積（口に規定する変更を伴う場合にあつては、変更前の開発区域の面積、開発区域の縮小を伴う場合にあつては、縮小後の開発区域の面積）に応じ開発許可申請手数料の額に10分の1を乗じて得た額</p> <p>ロ 新たな土地の開発区域への編入に係る都市計画法第30条第1項第1号から第4号までに掲げる事項の変更については、新たに編入される開発区域の面積に応じた開発許可申請手数料の額</p> <p>ハ その他の変更については、10,000円</p>	
都市計画法第41条第2項ただし書（同法第35条の2第4項において準用する場合を含む。）の規定に基づく市街化調整区域内等における建築物の特例許可申請に対する審査	46,000円	1申請を1件とする。

都市計画法第42条第1項ただし書の規定に基づく予定建築物等以外の建築等許可申請に対する審査	26,000円	1申請を1件とする。
都市計画法第43条第1項の規定に基づく開発許可を受けない市街化調整区域内の土地における建築等許可申請に対する審査	6,900円	0.1ヘクタール未満
	18,000円	0.1ヘクタール以上0.3ヘクタール未満
	39,000円	0.3ヘクタール以上0.6ヘクタール未満
	69,000円	0.6ヘクタール以上1.0ヘクタール未満
	97,000円	1.0ヘクタール以上
都市計画法第45条の規定に基づく開発許可を受けた地位の承継の承認申請に対する審査	1,700円	主として自己の居住の用に供する住宅の建築の用に供する目的で行うもの、又は主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築若しくは自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール未満のもの
	2,700円	主として住宅以外の建築物で自己の業務の用に供するものの建築又は自己の業務の用に供する特定工作物の建設の用に供する目的で行うものであって開発区域の面積が1ヘクタール以上のもの
	17,000円	その他のもの
都市計画法第47条第5項の規定に基づく開発登録簿の写しの交付	470円	用紙1枚ごと